

令和2年12月24日開催

令和2年度
燕市農業委員会第9回総会議事録

燕市農業委員会

燕市農業委員会第9回総会 議事録

1. 開催日時 令和2年12月24日(木曜日)
午後1時30分～午後2時24分

2. 開催場所 燕市役所 4F 委員会室

3. 出席委員(27名)

1番 金山 吉夫	11番 早渡 秀夫	22番 山浦 博
2番 長谷川治仁	12番 大久保政博	23番 小川 芳秀
3番 原田國太郎	13番 山上 忠	24番 本井佐登志
4番 渡邊美代子	14番 中村 幸夫	25番 佐藤 信一
5番 佐藤 春夫	15番 伊藤 均	26番 遠藤 忠夫
6番 江辺 耕一	16番 伊藤 和夫	27番 三浦 哲郎
7番 川本 敏夫	17番 土田 喜七	28番 澤口 義明
8番 笠原 久幸	18番 本田 繁	29番 和田 正春
10番 山田 直子	19番 荻原 一郎	
	20番 明田栄以知	

4. 欠席委員(2名)

欠席 2名 9番 廣野和夫 21番 江口保
欠員 0名

5. 会議日程

(1) 開会

(2) 議事録署名委員の選任

(3) 会長報告

報告第23号 農地法第18条第6項の規定による通知(合意解約)の報告

(4) 議事

議案第47号 農地法第18条1項及び第2項の規定による許可申請について

議案第48号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願いについて

議案第49号 農地法第3条の規定による許可申請について

- 議案第 50 号 農地転用事業計画変更承認申請について
- 議案第 51 号 農地法第 4 条の規定による許可申請について
- 議案第 52 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について
- 議案第 53 号 農用地利用集積計画（案）の決定について
- 議案第 54 号 農地中間管理事業に伴う農用地利用集積計画（案）の決定について及び農用地利用配分計画の認可について

(5) 閉会

6. 出席した事務局職員

局長 小池和恵 次長 加藤幸夫 副参事 広瀬美佳子

7. 総会議長

本井 佐登志 （会長）

8. 議事録署名委員

1 番 金山吉夫 2 番 長谷川治仁

9. 会議の概要

以下のとおり

議 長	<p>本日の総会の欠席委員は、議席番号9番 廣野和夫委員より欠席の連絡がありましたので、報告致します。</p> <p>各委員は、総会に欠席する場合は、必ず事務局に報告くださるようお願い致します。</p> <p>なお、審議におきましては、発言をする場合には、必ず議長の許可を得てから議席番号を告げ、発言するようお願いします。議事が閉会した後の協議事項等においては議席番号を告げる必要はありませんので、ご了承願います。</p>
議 長	<p>総会は、現に在任する委員の過半数の出席により成立します。只今の出席委員は27名であります。よって、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、総会が成立している事を報告致します。</p>
議 長	<p>只今より、燕市農業委員会第9回総会を開会致します。</p> <p>それでは、日程2の議事録署名委員の選任についてであります。議長の指名に一任願えますでしょうか。</p> <p style="text-align: center;">(異議なしの声)</p>
議 長	<p>それでは、議長として次の2名を指名致します。</p> <p>議席番号1 金山吉夫 委員及び</p> <p>議席番号2 長谷川治仁 委員にお願いします。</p>
議 長	<p>次に、日程3の会長報告についてであります。</p> <p>それでは、会長報告第23号について、一括して事務局に報告を求めます。</p>
事務局	<p>会長報告第23号、「農地法第18条第6項の規定による通知（合意解約）」の報告であります。</p> <p>はじめに、利用権の解約であります。</p> <p>受付番号135番 桜町字小屋場の畑、計3筆、面積186㎡、5条転用に伴う小作権の解約であります。</p> <p>受付番号136番 佐渡山字江流の田、1筆、面積142㎡、耕作者変更に伴う小作権の解約であります。</p> <p>受付番号137番 米納津字砂田川上の畑、1筆、面積167㎡、売買に伴う小作権の解約であります。</p>
事務局	<p>次の138番、139番は賃借人が耕作出来なくなったことに伴う解約です。お読み取り下さい。</p> <p>受付番号138番 米納津字天神堂の畑、計2筆、面積283㎡、小作権の解約であります。</p> <p>受付番号139番 米納津字砂田川上の田他、計3筆、面積725㎡、小</p>

事務局	<p>作権の解約であります。</p> <p>受付番号 140 番 米納津字砂田川上の田、1 筆、面積 60 m²、圃場整備に伴う小作権の解約であります。</p> <p>受付番号 141 番 米納津字砂田川上の田、1 筆、面積 904 m²、賃借人が市外のため、所有者が長年管理していることに伴う小作権の解約であります。</p> <p>受付番号 142 番 富永字仲沖の田、1 筆、面積 631 m²、基盤法売買に伴う利用権の解約であります。</p> <p>受付番号 143 番 新堀字三部の田他、計 2 筆、面積 398 m²、圃場整備に伴う小作権の解約であります。</p> <p>受付番号 144 番 新堀字三部の田、1 筆、面積 79 m²、小作権の解約であります。</p> <p>受付番号 145 番 国上字長辰の田、1 筆、面積 882 m²、中間管理移行に伴う小作権の解約であります。</p>
事務局	<p>次の 146 番、147 番も賃借人が耕作出来なくなったことに伴う解約です。お読み取り下さい。</p> <p>受付番号 146 番 大川津字島畑の畑、1 筆、面積 272 m²、小作権の解約であります。</p> <p>受付番号 147 番 佐渡字浦居村の田他、計 3 筆、面積 1,192 m²、利用権の解約であります。</p> <p>受付番号 148 番 佐渡山字江流の田、計 7 筆、面積 3,009 m²、耕作者変更に伴う利用権の解約であります。</p> <p>受付番号 149 番 国上字長辰の田、1 筆、面積 904 m²、中間管理移行に伴う利用権の解約であります。</p>
事務局	<p>続きまして、農協転貸の解約であります。</p> <p>受付番号 150 番 蔵関字道下の田、計 5 筆、面積 4,905 m²、利用権の解約であります。</p> <p>受付番号 151 番 八王寺字大西の田他、計 3 筆、面積 3,063 m²、中間管理移行に伴う利用権の解約であります。</p> <p>受付番号 152 番 灰方字北の田、計 7 筆、面積 2,310 m²、耕作不能地(旧電鉄跡地カーブ付近)に伴う利用権の解約であります。</p> <p>受付番号 153 番 小古津新字三ツ向曾根の田、計 6 筆、面積 1,321.73 m²、中間管理移行に伴う利用権の解約であります。</p> <p>受付番号 154 番 佐渡山字川中の田、計 9 筆、面積 15,845 m²、売買に伴う利用権の解約であります。</p>

事務局	<p>受付番号 155 番 佐渡山字浦谷地の田、1 筆、面積 995 m²、耕作者変更に伴う利用権の解約であります。</p> <p>受付番号 156 番 佐渡山字川中の田、計 3 筆、面積 3,201 m²、売買に伴う利用権の解約であります。</p> <p>次の 157 番から、<u>議案の 18 頁</u>、受付番号 201 番まで全て耕作者変更に伴う解約であります。後ほど確認願います。</p> <p>受付番号 157 番 佐渡山字江流の田、計 26 筆、面積 6,427 m²、耕作者変更に伴う利用権の解約であります。</p> <p>受付番号 158 番 米納津字砂田川上の田、1 筆、面積 482 m²、耕作者変更に伴う利用権の解約であります。</p> <p>受付番号 159 番 米納津字砂田川上の田、1 筆、面積 254 m²、圃場整備に伴う利用権の解約であります。</p> <p>受付番号 160 番 吉田字谷地の田、計 9 筆、面積 6,340 m²、利用権の解約であります。</p> <p>受付番号 161 番 米納津字砂田の田、1 筆、面積 1,162 m²、耕作者変更に伴う利用権の解約であります。</p> <p>受付番号 162 番 吉田法花堂字苗代割の田他、計 7 筆、面積 9,630 m²、耕作者変更に伴う利用権の解約であります。</p> <p>受付番号 163 番 吉田法花堂字大開の田他、計 3 筆、面積 5,264 m²、耕作者変更に伴う利用権の解約であります。</p> <p>受付番号 164 番 米納津字砂田川上の田、1 筆、面積 250 m²、圃場整備に伴う利用権の解約であります。</p> <p>受付番号 165 番 米納津字砂田の田、1 筆、面積 644 m²、圃場整備に伴う利用権の解約であります。</p> <p>受付番号 166 番 粟生津字山王の田、1 筆、面積 6,057 m²、利用権の解約であります。</p> <p>受付番号 167 番 粟生津字山王の田、1 筆、面積 5,208 m²、利用権の解約であります。</p> <p>受付番号 168 番 富永字松田の田他、計 26 筆、面積 24,271 m²、利用権の解約であります。</p> <p>受付番号 169 番 溝字大開の田、1 筆、面積 2,428 m²、耕作者変更に伴う利用権の解約であります。</p> <p>受付番号 170 番 溝字大開の田他、計 3 筆、面積 8,641 m²、耕作者変更に伴う利用権の解約であります。</p> <p>受付番号 171 番 佐善字岡野の田他、計 5 筆、面積 13,404 m²、耕作者変更に伴う利用権の解約であります。</p> <p>受付番号 172 番 溝村新田字早通の田、1 筆、面積 1,997 m²、耕作者</p>
-----	--

事務局	<p>変更に伴う利用権の解約であります。</p> <p>受付番号 173 番 溝字大開の田、1 筆、面積 359 m²、耕作者変更に伴う利用権の解約であります。</p> <p>受付番号 174 番 泉新字浦田の田、1 筆、面積 1,702 m²、中間管理移行に伴う利用権の解約であります。</p> <p>受付番号 175 番 長辰字長崎の田、計 2 筆、面積 471 m²、耕作者変更に伴う利用権の解約であります。</p> <p>受付番号 176 番 国上字居下の田、計 3 筆、面積 3,840 m²、耕作者変更に伴う利用権の解約であります。</p> <p>受付番号 177 番 国上字居下の田、1 筆、面積 555 m²、耕作者変更に伴う利用権の解約であります。</p> <p>受付番号 178 番 国上字太田前の田、計 2 筆、面積 2,314 m²、耕作者変更に伴う利用権の解約であります。</p> <p>受付番号 179 番 国上字居下の田他、計 2 筆、面積 2,713 m²、耕作者変更に伴う利用権の解約であります。</p> <p>受付番号 180 番 国上字居下の田、計 2 筆、面積 2,653 m²、耕作者変更に伴う利用権の解約であります。</p> <p>受付番号 181 番 国上字居下の田他、計 3 筆、面積 3,336 m²、耕作者変更に伴う利用権の解約であります。</p> <p>受付番号 182 番 国上字長辰の田、1 筆、面積 392 m²、耕作者変更に伴う利用権の解約であります。</p> <p>受付番号 183 番 国上字太田前の田、1 筆、面積 1,658 m²、耕作者変更に伴う利用権の解約であります。</p> <p>受付番号 184 番 国上字太田前の田、1 筆、面積 747 m²、耕作者変更に伴う利用権の解約であります。</p> <p>受付番号 185 番 国上字太田前の田、1 筆、面積 496 m²、耕作者変更に伴う利用権の解約であります。</p> <p>受付番号 186 番 熊森の田、計 2 筆、面積 4,977 m²、耕作者変更に伴う利用権の解約であります。</p> <p>受付番号 187 番 熊森字新割の田、計 4 筆、面積 11,114 m²、耕作者変更に伴う利用権の解約であります。</p> <p>受付番号 188 番 熊森字八幡田の田、1 筆、面積 426 m²、耕作者変更に伴う利用権の解約であります。</p> <p>受付番号 189 番 笈ヶ島字向島の田、計 2 筆、面積 1,351 m²、耕作者変更に伴う利用権の解約であります。</p> <p>受付番号 190 番 熊森字四ツ島の田、1 筆、面積 991 m²、耕作者変更に伴う利用権の解約であります。</p> <p>受付番号 191 番 熊森字割前の田他、計 4 筆、面積 15,369 m²、耕作</p>
-----	---

	<p>者変更に伴う利用権の解約であります。</p> <p>受付番号 192 番 笈ヶ島字向島の田他、計 9 筆、面積 15,106 m²、耕作者変更に伴う利用権の解約であります。</p> <p>受付番号 193 番 砂子塚字屋敷廻の田、1 筆、面積 142 m²、耕作者変更に伴う利用権の解約であります。</p> <p>受付番号 194 番 国上字長辰の田、1 筆、面積 3,000 m²、耕作者変更に伴う利用権の解約であります。</p> <p>受付番号 195 番 長辰字長崎の田、計 3 筆、面積 4,368 m²、耕作者変更に伴う利用権の解約であります。</p> <p>受付番号 196 番 国上字長辰の田、1 筆、面積 625 m²、耕作者変更に伴う利用権の解約であります。</p> <p>受付番号 197 番 国上字太田前の田、1 筆、面積 668 m²、耕作者変更に伴う利用権の解約であります。</p> <p>受付番号 198 番 牧ヶ花字十二浦の田、計 3 筆、面積 9,154 m²、耕作者変更に伴う利用権の解約であります。</p> <p>受付番号 199 番 牧ヶ花字十二浦の田、1 筆、面積 1,462 m²、耕作者変更に伴う利用権の解約であります。</p> <p>受付番号 200 番 牧ヶ花字居下の田、1 筆、面積 803 m²、耕作者変更に伴う利用権の解約であります。</p> <p>受付番号 201 番 国上字長辰の田、1 筆、面積 456 m²、耕作者変更に伴う利用権の解約であります。</p>
事務局	<p>それでは、<u>議案の 18 頁</u>になります。</p> <p>受付番号 202 番 横田字大野の田、1 筆、面積 2,689 m²、基盤法売買に伴う利用権の解約であります。</p> <p>受付番号 203 番 佐善村新田字中之島の田、計 2 筆、面積 6,000 m²、地権者耕作に伴う利用権の解約であります。</p> <p>受付番号 204 番 横田字小竹田の田他、計 3 筆、面積 4,895 m²、耕作者変更に伴う利用権の解約であります。</p> <p>受付番号 205 番 五千石字大谷地の田、1 筆、面積 999 m²、耕作者変更に伴う利用権の解約であります。</p>
事務局	<p>続きまして、中間管理事業の解約であります。</p> <p>受付番号 206 番 小古津新の田、1 筆、面積 1,020 m²、利用権の解約であります。</p> <p>受付番号 207 番 小古津新の田、1 筆、面積 2,257 m²、利用権の解約であります。</p> <p>受付番号 208 番 道金字中曾根の田、計 7 筆、面積 5,975 m²、基盤法</p>

	<p>売買に伴う利用権の解約であります。</p> <p>受付番号 209 番 国上字居下の田、1 筆、面積 83 m²、地権者管理に伴う利用権の解約であります。</p> <p>説明は以上です。</p>
議 長	<p>事務局の報告が終わりましたので、質問を受けたいと思います。質問等ありましたらお願い致します。</p>
議 長	<p>ご質問が無いようですので、日程 4 の議事に入ります。</p> <p>議案第 47 号「農地法第 18 条 1 項及び第 2 項の規定による許可申請について」を議題と致します。事務局に説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案第 47 号「農地法第 18 条 1 項及び第 2 項の規定による許可申請について」であります。</p> <p>受付番号 1 番 米納津字原の田、1 筆、面積 497 m²、賃貸借の解除等の別と理由は、「永小作権の解除」、その理由は、耕作の用に供していないため、賃貸借の解除を申請するものであります。</p> <p>この申請については、賃借人が平成 31 年 4 月に死亡したのち、相続人不在で、賃借料（〇円/年）が 2 年も支払われず、現地も荒廃してきていることから、3 条賃貸契約の解除を目的として申請されたものであります。契約の解除は、本人または相続人となりますが、どちらも不在のため、賃借権の解除はやむを得ないと判断されるところであります。</p> <p>説明は以上です。</p>
議長	<p>事務局の説明が終わりました。本件については、去る 12 月 17 日、第 2 事前審査委員会が開催されておりますので、土田委員長より審査結果内容の報告をお願い致します。</p>
土田委員長	<p>12 月 17 日、午後 1 時 30 分より、市役所 301 会議室で、第 2 事前審査委員会、委員 2 名の欠席により 12 名で審査の結果、「農地法第 18 条 1 項及び第 2 項の規定による許可申請」1 件、異議がなかった事を報告致します。</p>
議 長	<p>只今、土田委員長より、審査結果内容の報告がありました。</p> <p>これより審議をお願い致します。</p> <p style="text-align: center;">（質疑なし）</p>
議 長	<p>他に無いようですので、お諮り致します。本件については、委員長報告のとおり許可とする事で、ご異議ありませんか。</p> <p style="text-align: center;">（異議なしの声）</p>

議 長	異議なしと認めます。よって、本件については、原案のとおり決定する事に決しました。
議 長	次に、議案第 48 号「相続税の納税猶予に関する適格者証明願いについて」を議題と致します。事務局に説明を求めます。
事務局	議案第 48 号「相続税の納税猶予に関する適格者証明願いについて」であります。 受付番号 1 番 八王寺字曲戸の田他、計 18 筆、面積 14,831 m ² についてであります。 位置図、土地利用計画図は、 <u>議案資料 1 頁</u> をご覧ください。これは全て、申請者自らが耕作をおこなっているものであります。 説明は以上です。
議 長	事務局の説明が終わりました。本件についても、第 2 事前審査委員会が開催されておりますので、土田委員長より審査結果内容の報告をお願い致します。
土田委員長	審査の結果、「相続税の納税猶予に関する適格者証明願い」 1 件、異議がなかったことを報告致します。
議 長	只今、土田委員長より、審査結果内容の報告がありました。 これより審議をお願い致します。 (質疑なし)
議 長	他に無いようですので、お諮り致します。本件については、委員長報告のとおり証明する事で、ご異議ありませんか。 (異議なしの声)
議 長	異議なしと認めます。よって、本件については、委員長報告のとおり証明とする事に決しました。
議 長	次に、議案第 49 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」を議題と致します。事務局に説明を求めます。
事務局	議案第 49 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」であります。 受付番号 32 番 吉田矢作字大沖の田他、計 3 筆、面積 2,892 m ² 、契約内容は売買、対価は 10 万 〇円、位置図は <u>議案資料 1 頁</u> をご覧ください。 受付番号 33 番 米納津字天神堂の畑、計 2 筆、面積 155 m ² 、契約内容は売買、対価は 〇円、位置図は <u>議案資料 2 頁</u> をご覧ください。

	<p>受付番号 34 番 道金字中曾根の田、計 7 筆、面積 5,975 m²、契約内容は売買、対価は 10 万 〇円、位置図は<u>議案資料 2 頁</u>をご覧ください。</p> <p>受付番号 35 番 長辰字辰ノ口の畑、1 筆、面積 201 m²、契約内容は売買、対価は 〇円。位置図は<u>議案資料 3 頁</u>をご覧ください。9 月の定例総会で承認した空き家住宅に附属する農地の売買であります。</p> <p>受付番号 36 番 佐渡山字川中の田、1 筆、面積 1,200 m²、契約内容は売買、対価は 〇円、位置図は<u>議案資料 3 頁</u>をご覧ください。</p> <p>以上、これらの案件は、地域調和等、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件を満たしていると判断されます。</p> <p>説明は以上です。</p>
議 長	<p>事務局の説明が終わりました。本件についても、第 2 事前審査委員会が開催されておりますので、土田委員長より審査結果内容の報告をお願い致します。</p>
土田委員長	<p>審査の結果、「農地法第 3 条の規定による許可申請」5 件、異議がなかった事を報告致します。</p>
議 長	<p>只今、土田委員長より、審査結果内容の報告がありました。これより審議をお願い致します。</p> <p>(質疑なし)</p>
議 長	<p>無いようですので、お諮り致します。本件については、委員長報告のとおり許可とすることで、異議ありませんか。</p> <p>(異議なしの声)</p>
議 長	<p>異議なしと認めます。よって、本件については、委員長報告のとおり許可とする事に決しました。</p>
議 長	<p>次に、議案第 50 号「農地転用事業計画変更承認申請について」を議題と致します。事務局に説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案第 50 号「農地転用事業計画変更承認申請について」を説明します。</p> <p>受付番号 10 番 笈ヶ島字興野前の田他、計 5 筆、6,794 m²、計画者及び転用目的は変更ありません。</p> <p>位置図、土地利用計画図は、<u>議案資料 4～5 頁</u>をご覧ください。隣接する駐車場用地を職員駐車場として一体利用するとともに、当初の駐車場分部に新たに工場を増設するものであります。</p>

	<p>なおこちらの案件は、平成 30 年度に現地確認、及び常設審議委員会の同意を得ており、転用目的・面積等に変更も無いことから、県常設審議委員会の同意は不要であります。</p> <p>受付番号 11 番 米納津字稲葉の田、1 筆、1,093 m²、こちらも申請者及び転用目的に変更はありません。位置図、土地利用計画図は、<u>議案資料 6～7 頁</u>をご覧ください。県営事業（揚水機場）の変更に伴い、一時転用の終期を、令和 3 年 1 月 29 日から 7 月 31 日に変更するものであります。</p> <p>説明は以上です。</p>
議 長	事務局の説明が終わりました。本件についても、第 2 事前審査委員会が開催されていますので土田委員長より審査結果内容の報告をお願い致します。
土田委員長	審査の結果、計画変更承認 2 件、異議がなかったことを報告致します。
議 長	只今、土田委員長より審査結果内容の報告がありました。これより審議をお願い致します。
	(質疑なし)
議 長	無いようですので、お諮り致します。本件については、委員長報告のとおり承認することで、異議ありませんか。
	(異議なしの声)
議 長	異議なしと認めます。よって、本件については、委員長報告のとおり承認とする事に決しました。
議 長	次に、議案第 51 号「農地法第 4 条の規定による許可申請について」を議題と致します。事務局に説明を求めます。
事務局	議案第 51 号「農地法第 4 条の規定による許可申請について」であります。
	受付番号 8 番 溝古新字堤内の畑、1 筆、面積 470 m ² 、転用目的は農作業所及びカーポート、完工済であります。
	位置図、土地利用計画図は <u>議案資料 8～9 頁</u> をご覧ください。相続した農地に以前から農作業所及び駐車場が作られていたものであります。
	併せて申請者から始末書が提出されておりましたので、事前審査会で読み上げさせていただいたところがあります。

	<p>なお、申請地は農振白地の集落内で、宅地に連たんする農地であることから、周辺の営農に影響はなく、第3種農地であると判断されるところであります。</p> <p>受付番号9番 吉田西太田字札木の畑、1筆、面積108㎡、転用目的はカーポート、完工済であります。</p> <p>位置図、土地利用計画図は議案資料10～11頁をご覧ください。住宅に隣接する農地にカーポートを設置し利用していたものであります。</p> <p>併せて申請者から始末書が提出されておりましたので、事前審査会で読み上げさせていただいたところであります。</p> <p>申請地は、第一種中高層住居専用地域に指定された用途地域内の農地であることから、農業上の土地利用との調整が調っていると考えられ、第3種農地であると判断されるところであります。</p> <p>説明は以上です。</p>
議 長	<p>事務局の説明が終わりました。本件についても、第2事前審査委員会が開催されていますので、土田委員長より審査結果内容の報告をお願い致します。</p>
土田委員長	<p>事前審査会では、2件の始末書を事務局が読み上げ、確認をしました。審査の結果、農地法第4条申請2件、異議がなかった事を報告致します。</p>
議 長	<p>只今、土田委員長より審査結果内容の報告がありました。これより審議をお願い致します。</p>
	<p>(質疑なし)</p>
議 長	<p>無いようですので、お諮り致します。本件については、委員長報告のとおり許可とする事で、異議ありませんか。</p>
	<p>(異議なしの声)</p>
議 長	<p>異議なしと認めます。よって、本件については、委員長報告のとおり許可とする事に決しました。</p>
議 長	<p>次に議案第52号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題と致します。事務局に説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案第52号「農地法第5条の規定による許可申請について」であります。</p>
	<p>受付番号72番 吉田本所字本地の畑、1筆、面積384㎡、転用目的は住宅、契約内容は売買。令和3年7月31日完工予定。</p> <p>位置図、土地利用計画図は議案資料12～13頁をご覧ください。</p>

<p>事務局</p>	<p>ください。既存住宅の老朽化に伴い、2世帯の住宅（2棟）を建築するものであります。申請地は、第一種中高層住居専用地域に指定された用途地域内の農地であることから、農業上の土地利用との調整が調っていると考えられ、第3種農地であると判断されるところであります。</p> <p>受付番号 73 番 吉田文京町の畑、1筆、面積 231 m²、転用目的は住宅、契約内容は売買。令和3年7月31日完工予定。</p> <p>位置図、土地利用計画図は議案資料 14～15 頁をご覧ください。賃貸住宅が手狭になったため、住宅を建築するものであります。</p> <p>申請地は、第二種中高層住居専用地域に指定された用途地域内の農地であることから、農業上の土地利用との調整が調っていると考えられ、第3種農地であると判断されるところであります。</p> <p>受付番号 74 番 井土巻三丁目の田他、計4筆、面積 1,884 m²、転用目的は店舗及び駐車場、契約内容は賃貸借。令和3年8月31日完工予定。</p> <p>位置図、土地利用計画図は議案資料 16～17 頁をご覧ください。業務の拡大のため、店舗及び駐車場を造成するものであります。</p> <p>申請地は、商業地域に指定された用途地域内の農地であることから、農業上の土地利用との調整が調っていると考えられ、第3種農地であると判断されるところであります。</p> <p>受付番号 75 番 八王寺字前新畑の畑、1筆、面積 221 m²、転用目的は住宅、契約内容は売買。令和3年5月31日完工予定。</p> <p>位置図、土地利用計画図は議案資料 18～19 頁をご覧ください。既存の住宅が手狭になったことから自用住宅を建築するものであります。</p> <p>申請地は、農振白地の集落内の農地で、宅地に挟まれた農地であることから、営農に支障は無く、第3種農地であると判断されるところであります。</p> <p>受付番号 76 番 又新字道下の田、計3筆、面積 1,813 m²、転用目的は従業員駐車場（77台）。契約内容は賃貸借。令和3年3月31日完工予定。</p> <p>位置図、土地利用計画図は議案資料 20～21 頁をご覧ください。事業拡大に伴い職員駐車場が不足するため、</p>
------------	---

<p>事務局</p>	<p>駐車を整備するもの。また同時に配送センターの整備（5,154 m²）も計画しているものであります。</p> <p>申請地は、農振白地の第1種農地に連たんする農地であるが、第1種農地の不許可の例外として「既存敷地（14,257 m²）の1/2以内」は許可できるとしていることから、許可はやむを得ないと判断されるところであります。</p> <p>受付番号 77 番 小中川字前田の田、1筆、面積 5,154 m²、転用目的は配送センター、契約内容は賃貸借。令和3年11月30日完工予定。</p> <p>位置図、土地利用計画図は議案資料 22～23 頁をご覧ください。事業拡大に伴い商品数が増加していることから、既存の倉庫だけでは不足するため、新たな倉庫を整備するもの。また同時に従業員駐車場の整備（1,813 m²）も計画しているものであります。</p> <p>申請地は、農振白地の第1種農地であるが、不許可の例外として「既存敷地（14,257 m²）の1/2以内」は許可できるとしていることから、許可はやむを得ないと判断されるところであります。</p> <p>受付番号 78 番 吉田西太田字土手内の田、1筆、面積 1,000 m²、転用目的は、洗車機増設、農機具等の整備場、契約内容は賃貸借。令和3年6月30日完工予定であります。</p> <p>位置図、土地利用計画図は議案資料 24～25 頁をご覧ください。既存のガソリンスタンドの洗車場が不足していることから、増設をおこなうもの。併せて、中古農機具の展示場を設置するものであります。</p> <p>申請地は、農振白地の第1種農地であるが、500m以内に、小学校及び保育園、歯科医などがあり、市街化していることから第3種農地であると判断されるところであります。</p> <p>受付番号 79 番 桜町字小屋場の畑、計3筆、面積 186 m²、転用目的は倉庫、契約内容は売買。令和3年12月31日完工予定であります。</p> <p>位置図、土地利用計画図は議案資料 26～27 頁をご覧ください。事業所でのタイヤ等の置場が不足していたことから、隣接農地に倉庫を建築するものであります。</p> <p>申請地は、準工業地域に指定された用途地域内の農地であることから、農業上の土地利用との調整が調つ</p>
------------	--

	<p>ていると考えられ、第3種農地であると判断されるところであります。</p> <p>説明は以上です。</p>
議 長	<p>事務局の説明が終わりました。本件についても、第2事前審査委員会が開催されていますので、土田委員長より審査結果内容の報告をお願い致します。</p>
土田委員長	<p>事前審査会では、受付番号76番、77番について、現地確認し、事務局から説明を受けました。審査の結果、農地法第5条申請8件、異議がなかった事を報告致します。</p>
議 長	<p>只今、土田委員長より審査結果内容の報告がありました。</p> <p>これより審議をお願い致します。</p> <p>(質疑なし)</p>
議 長	<p>無いようですので、お諮り致します。本件については、委員長報告のとおり許可とする事で、異議ありませんか。</p> <p>(異議なしの声)</p>
議 長	<p>異議なしと認めます。よって、本件については、委員長報告のとおり許可とする事に決しました。</p> <p>なお、只今異議なしとした農地法第5条の許可について、3,000㎡を超える案件については、許可相当として県常設審議委員会への諮問のあと、許可と致します。</p>
議 長	<p>次に議案第53号「農用地利用集積計画(案)の決定について」を議題と致します。事務局に一括して説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案第53号「農用地利用集積計画(案)の決定について」であります。</p> <p>それでは、所有権移転になります。</p> <p>受付番号22番 小古津新の田、1筆、面積2,888㎡、対価は○円。 移転時期は令和3年1月25日。引渡し時期は令和3年1月31日。位置図、土地利用計画図は、<u>議案資料28頁</u>をご覧ください。</p> <p>受付番号23番 富永字仲沖の田、1筆、面積631㎡、対価は○円であります。位置図、土地利用計画図は、同じく<u>議案資料28頁</u>になります。</p> <p>受付番号24番 横田字大野の田、1筆、面積2,989㎡、対価は○円であります。位置図、土地利用計画図は、<u>議案資料29頁</u>をご覧ください。</p> <p>受付番号25番 国上字長辰の田、計3筆、面積2,857㎡、対価は○</p>

<p>事務局</p>	<p>円であります。位置図、土地利用計画図は、<u>同じく 29 頁</u>になります。</p> <p>受付番号 26 番 佐渡山字川中の田、計 2 筆、面積 2,001 m²、対価は ○円であります。位置図、土地利用計画図は、議案資料 30 頁をご覧ください。</p> <p>続きまして、利用権設定であります。<u>議案 31 頁</u>をご覧ください。こちら、事前配布してございますので、新規設定のみ、読み上げさせていただきます。</p> <p>受付番号 39 番 小高字下割前の畑、計 2 筆、面積 1,492 m²、10 年の新規の使用貸借であります。</p> <p>受付番号 40 番 吉田宮小路字川原の田他、計 7 筆、面積 12,473 m²、5 年の新規設定であります。対価は記載のとおりです。以下、<u>33 頁</u>、受付番号 46 番まで再設定となりますので、お読み取り下さい。</p> <p>また利用権につきましては、受付番号 40 番で早渡委員が関係委員となります。説明は以上です。</p>
<p>議 長</p>	<p>事務局の説明が終わりました。本件についても、第 2 事前審査委員会が開催されていますので、関係委員の案件である利用権の番号 40 番を除いて、土田委員長より審査結果内容の報告をお願い致します。</p>
<p>土田委員長</p>	<p>審査の結果、農業経営基盤強化法による所有権移転 5 件、受付番号 40 番を除いた利用権の新規設定 1 件、再設定 6 件、異議がなかった事を報告します。</p>
<p>議 長</p>	<p>只今、土田委員長より審査結果内容の報告がありました。これより審議をお願い致します。</p>
<p>議 長</p>	<p>(質疑なし)</p> <p>無いようですので、お諮り致します。本件については、委員長報告のとおり、利用権の新規設定、番号 40 番を除いた 1 件、再設定 6 件については決定とする事で、ご異議ありませんか。</p>
<p>議 長</p>	<p>(異議なしの声)</p> <p>異議なしと認めます。よって、本件については、原案のとおり決定する事に決しました。</p>
<p>議 長</p>	<p>それでは、関係委員である、議席番号 11 番、早渡委員は退席願います。</p> <p>(関係委員 退室 午後 2 時 10 分)</p>

議 長	<p>それでは、関係委員の案件、利用権の新規設定、受付番号 40 番について、土田委員長より審査結果内容の報告をお願い致します。</p>
土田委員長	<p>審査の結果、利用権の新規設定、受付番号 40 番について、意見がなかった事を報告致します。</p>
議 長	<p>只今、土田委員長より審査結果内容の報告がありました。これより審議をお願い致します。</p>
	<p>(質疑なし)</p>
議 長	<p>無いようですので、お諮り致します。本件については、委員長報告のとおり決定する事で、異議ありませんか。</p>
	<p>(異議なしの声)</p>
議 長	<p>異議なしと認めます。よって、本件については、委員長報告のとおり決定する事に決しました。</p>
議 長	<p>関係委員は、入室願います。</p>
	<p>(関係委員 入室・着席 午後 2 時 12 分)</p>
議 長	<p>退席された早渡委員に報告します。関係委員の案件につきましては、特に「意見はなし」とする事に決しました。ご協力ありがとうございました。</p>
関係委員	<p>ありがとうございました。</p>
議 長	<p>次に議案第 54 号「農地中間管理事業に伴う農用地利用集積計画(案)の決定について及び農用地利用配分計画の認可について」を議題と致します。事務局に一括して説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案第 54 号「農地中間管理事業に伴う農用地利用集積計画(案)の決定について及び農用地利用配分計画の認可について」であります。 <u>議案の 35 頁</u>をご覧ください。 はじめに、農用地利用集積計画であります。 事前に配布してございますので、一番目のみ読み上げさせていただきます。 受付番号 134 番 横田字アラヤ東の田、1 筆、面積 48 m²、利用権の設定を受ける者は新潟県農林公社、設定期間は令和 12 年 12 月 31 日までの 10 年、単価については記載のとおりですので、お読み取りください。</p>
事務局	<p>なお、関係委員の案件としては、 <u>議案 68 頁</u>の受付番号 293 番に<u>三浦委員の 1 筆</u>が集積計画に記載されています。</p>
	<p>続いて、3 年の集積計画であります。<u>70 頁</u>をご覧ください。</p>

事務局	<p>受付番号 300 番 杉名字杉名の田、1 筆、面積 975 m²、利用権の設定を受ける者は新潟県農林公社、設定期間は令和 5 年 12 月 31 日までの 3 年、単価については記載のとおりですので、お読み取りください。</p>
事務局	<p>続いて、配分計画であります。<u>71 頁</u>になります。 10 年の配分計画であります。</p>
事務局	<p>受付番号 74 番 横田字アラヤ東の田他、計 6 筆、面積 9,430 m²、利用権の配分を受ける者の設定期間は、令和 12 年 12 月 31 日までの 10 年であります。以下お読み取りください。</p> <p>なお、配分計画の関係委員の案件としましては、<u>84 頁</u>の受付番号 87 番に長谷川委員の 3 筆、<u>88 頁</u>の受付番号 101 番には(有)下中野農産の代表である伊藤和夫委員の 2 筆、<u>94 頁</u>の受付番号 121 番では川本委員の 1 筆、<u>100 頁</u>の受付番号 140 番に山浦委員の 4 筆、また番号 141 番では遠藤委員の 4 筆が配分計画に記載されています。</p>
事務局	<p>続いて、<u>議案 103 頁</u>をご覧ください。</p> <p>終期が令和 5 年 12 月までの 3 年の配分計画であります。</p> <p>受付番号 150 番 杉名字杉名の田他、計 23 筆、面積 19,498 m²、利用権の配分を受ける者の設定期間は、令和 5 年 12 月 31 日までの 3 年であります。</p>
事務局	<p>続いて、<u>議案 104 頁</u>をご覧ください。</p> <p>配分計画の移転であります。</p> <p>受付番号 4 番 佐渡山字川下の田、計 2 筆、面積 1,322 m²、利用権の配分を受ける者の設定期間は、令和 12 年 12 月 31 日までの 10 年であります。</p> <p>なお、配分計画の移転に伴う関係委員の案件としましては、受付番号 11 番に伊藤均委員の 1 筆が記載されています。</p> <p>以下、お読み取り下さい。</p>
事務局	<p>また、今回は、九つの農地所有適格法人が所有権移転、及び利用権の設定を受けることになるため、要件確認資料を添付しましたので、<u>議案 106 頁</u>の議案第 53 号・54 号関係資料をご覧ください。</p> <p>新年度ごとに、最初の申請があった農地所有適格法人について、説明をさせていただいております。</p> <p>今回の所有権移転の譲受人となる 1 番の「有限会社 ツバメファーム」から、9 番の農事組合法人「サンファーム大戸」は、(1) から (4) ま</p>

	<p>での農地所有適格法人の全ての要件を満たしていることを確認しております。</p> <p>説明は以上です。</p>
議 長	<p>事務局の説明が終わりました。本件についても、第2事前審査委員会が開催されていますので、関係委員の案件である<u>集積計画</u>の受付番号203番、及び配分計画の受付番号87番、101番、121番、140番、141番、配分計画の移転、受付番号11番を除いて、土田委員長より、審査結果内容の報告をお願い致します。</p>
土田委員長	<p>審査の結果、農用地利用集積計画のうち、受付番号203番を除いた171件、異議がなかった事、また、配分計画の関係委員を除いた71件、配分計画の移転で、11番を除いた11件、意見は特になかった事を報告します。</p>
議 長	<p>只今、土田委員長より審査結果内容の報告がありました。これより審議をお願い致します。</p> <p>(質疑なし)</p>
議 長	<p>しばらくして無いようですので、お諮り致します。本件については、関係委員の案件を除き、委員長報告のとおり集積計画は原案どおり「決定」する事、また配分計画については、意見は「特になし」とする事で、ご異議ありませんか。</p> <p>(異議なしの声)</p>
議 長	<p>異議なしと認めます。よって、本件については、委員長報告のとおり集積計画については、原案どおり決定する事、また、配分計画については、意見は「特になし」とする事に決しました。</p>
議 長	<p>それでは関係委員である、議席番号2番長谷川委員、議席番号7番川本委員、議席番号15番伊藤均委員、議席番号16番伊藤和夫委員、議席番号22番山浦委員、議席番号26番遠藤委員、議席番号27番三浦委員は退席願います。</p> <p>(関係委員 退室 午後2時20分)</p>
議 長	<p>それでは、関係委員の案件、集積計画1件、及び配分計画7件について、土田委員長より審査結果内容の報告をお願い致します。</p>
土田委員長	<p>審査の結果、関係委員の集積計画1件、及び配分計画6件について意見は特に無かったことを報告致します。</p>
議 長	<p>只今、土田委員長より審査結果内容の報告がありました。これより審議をお願い致します。</p> <p>(質疑なし)</p>

議 長	<p>無いようですので、お諮り致します。本件については、委員長報告のとおり決定する事で、異議ありませんか。</p> <p>(異議なしの声)</p>
議 長	<p>異議なしと認めます。よって、本件については、委員長報告のとおり決定する事に決しました。</p> <p>関係委員は、入室願います。</p> <p>(関係委員 入室・着席 午後2時23分)</p>
議 長	<p>退席された委員の皆さんに報告します。関係委員の案件につきましては、特に「意見はなし」とする事に決しました。ご協力ありがとうございました。</p>
関係委員	<p>ありがとうございました。</p>
議 長	<p>なお、議案第53号、議案第54号の案件につきましては、12月28日の告示により効力が発生する事になります。</p>
議 長	<p>以上をもちまして、本日の議事日程は、全て終了致しましたので、燕市農業委員会第9回総会を閉会致します。</p> <p>(終了時刻 午後2時24分)</p>

本議事録は、燕市農業委員会会議規則第14条の規定によりこれを作成し、この次第に相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和2年12月24日

総会議長

本中作登志

議事録署名委員

金山吉夫

○
議事録署名委員

長谷川 若仁
